

社会福祉法人 長野県共同募金会小諸市委員会会則

(昭和 52 年 1 月 21 日 会則第 1 号)

(会則)

第 1 条 社会福祉法人長野県共同募金会委員会設置規程第 10 条の規定に基づき、社会福祉法人長野県共同募金会小諸市委員会（以下「この会」という）会則を次のとおり定める。

(目的及び事業)

第 2 条 この会は、共同募金運動の目的達成のために社会福祉法人長野県共同募金会（以下「本会」という。）の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、民意を十分に反映し次の事業を行う。

- (1) 区域内における共同募金運動の実施
- (2) 区域内における共同募金ボランティアの受け入れ、登録、研修及び活動の企画・実施
- (3) 区域内における広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 区域内における民間地域福祉に係わる資金需要の把握及び配分計画案の策定等配分調整の実施
- (5) 区域内における社会福祉協議会および受配者との連絡並びにボランティア団体等からの相談への対応
- (6) 関係組織との連絡調整
- (7) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事項

(名称)

第 3 条 この会は、社会福祉法人長野県共同募金会小諸市委員会と称する。

(代表者)

第 4 条 この会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は、小諸市区長会長をもって充て、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、この会を代表して会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(委員会)

第 5 条 委員は委員会を組織して、第 2 条に定める目的を達成するために必要な事項を協議し、この執行にあたる。

- 2 この会則において別に定める事項のほか、次の事項は委員会に付議しなければならない

い。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算

(3) 会則の改正

(4) その他、委員会長が必要と認めた事項

3 委員会は必要の都度、委員会長が招集してその議長となる。

4 委員会は（委員会長及び副委員会長を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、書面により議題に対する賛否を申し出た場合、若しくは代理人を出席させた場合は出席とみなして定足数に算入する。

5 委員会の議事は出席委員（第4項ただし書きによるものを含む）過半数で決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委員)

第6条 この会の委員は、小諸市社会福祉協議会理事を充てる。

(監事)

第7条 この会の監事は、小諸市社会福祉協議会監事を充てる。

2 監事は、この会の業務及び財務を監査し委員会に報告する。

(部会)

第8条 第2条に定める事業を分担するため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、委員会長が委託する。

3 部会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(会計)

第9条 この会の会計は、本会が定める会計規程に基づき行う。

(経費)

第10条 この会の経費は、本会からの事務費交付金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局及び所在地)

第11条 この会の事務を処理するため事務局を小諸市与良町六丁目5番1号小諸市社会福祉協議会内に置く。

2 この会の事務局職員は委員会長が任免する。

3 事務局職員のうち1名を事務局長とし、この会の出納責任者とする。

(会計)

第12条 この会の会計は、本会が定める会計規定に則り処理する。

(経費)

第13条 この会の経費は、本会からの事務費交付金及びその他の収入をもって充てる。

(住民参加)

第14条 この会は、住民参加の会努の運営を行うため、委員を地域住民から公募することができる。

附 則

この会則は昭和52年4月1日から施行する。ただしこの会則に基づき最初の正副委員長
の任期は、昭和53年5月31日までとし、その後は翌々年の3月31日までとする。

附 則

- 1 この会の会則は平成17年4月1日から施行する。
- 2 この会則の施行の際に現に支会長、副支会長、監事、委員、事務局職員、及びボランティアである者は、この会則により選任されたものとみなす。

附 則

この会則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年10月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年6月12日から施行する。